

職 発 0 2 0 4 第 1 号
社 援 発 0 2 0 4 第 1 号
平成 2 7 年 2 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援法等の施行について（通知）

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）については、平成 25 年 12 月 13 日に公布され、その概要について、「生活困窮者自立支援法の公布について（通知）」（平成 25 年 12 月 13 日付け職発 1213 第 1 号・能発 1213 第 2 号・社援発 1213 第 4 号、厚生労働省職業安定局長・厚生労働省職業能力開発局長・厚生労働省社会・援護局長通知）を发出したところである。

今般、平成 27 年 4 月 1 日から本法が全面施行されることに伴い、生活困窮者自立支援法施行令（平成 27 年政令第 40 号。以下「政令」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）が平成 27 年 2 月 4 日に公布され、一部規定を除き、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

今回施行される政令及び規則について、その趣旨及び主な内容を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

また、本制度の施行に当たって、生活困窮者に対する包括的な支援体制を構築するためには、貴都道府県等において、福祉関係部局のみならず、商工労働関係部局、住宅関係部局、教育関係部局、税・保険関係部局等との連携体制を構築することが重要であることか

ら、幅広い関係部局間の連携にも特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 生活困窮者自立支援法施行令の制定

1 生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金に係る国の負担

(1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、毎年度国が市等（法第3条第1項に規定する市等をいう。以下同じ。）又は都道府県に対して負担する第9条第1項第1号又は第3号の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とするものとする。こと。（第1条第1項関係）

① 生活困窮者自立相談支援事業（法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。以下同じ。）の実施に要する費用について市等又は都道府県の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）の所管区域内の町村における人口、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額（第1条第1項第1号関係）

② 市等又は都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）（第1条第1項第2号関係）

(2) 法第9条第1項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して負担する同項第2号又は第4号の額は、市等又は都道府県が行う法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とするものとする。こと。（第1条第2項関係）

2 生活困窮者就労準備支援事業等に係る国の補助

(1) 法第9条第2項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する同項第1号の額は、市等又は都道府県が行う法第2条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び同条第5項に規定する生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とするものとする。こと。（第2条第1項関係）

(2) 法第9条第2項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する同項第2号の額は、市等又は都道府県が行う法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業並びに法第6条第1項第4号及び第5号に掲げる事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とするものとする。こと。
(第2条第2項関係)

3 大都市等の特例

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第18条の規定により、指定都市が処理する事務については、生活困窮者就労訓練事業の認定及び当該事業に係る報告に関する事務とするものとする。こと。（第3条第1項関係）

(2) 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第18条の規定により、中核市が処理する事務については、生活困窮者就労訓練事業の認定及び当該事業に係る報告に関する事務とするものとする。こと。（第3条第2項関係）

4 その他

(1) 地方自治法施行令の一部改正

① 第167条の2第1項に規定する随意契約の対象となるものに、法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約及び認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約を追加するものとする。こと。（附則第2条関係）

② 生活困窮者の自立支援に関する事務につき、大都市等の特例の規定を追加するものとする。こと。（附則第2条関係）

(2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）の一部改正

第21条の14第1項に規定する随意契約の対象となるものに、法第10条第3項に規

定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として同生活困窮者であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約及び認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約を追加するものとする。 （附則第3条関係）

（3）食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正

地方自治法施行令について所要の改正を行うものとする。 （附則第4条関係）

（4）社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）の一部改正

社会福祉事業の対象者の最低人員の特例の対象となる事業に生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を加えるものとする。 （附則第5条関係）

（5）公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）の一部改正

公益通報者保護法の対象となる法律に、法を加えるものとする。 （附則第6条関係）

第2 生活困窮者自立支援法施行規則の制定

1 生活困窮者自立相談支援事業に関する事項（第1条及び第2条関係）

（1）法第2条第2項第3号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）で定める事項は、生活困窮者の生活に対する意向、当該生活困窮者の生活全般の解決すべき課題、提供される生活困窮者に対する支援の目標及びその達成時期、生活困窮者に対する支援の種類及び内容並びに支援を提供する上での留意事項とすること。

（2）自立相談支援事業で行われる法第2条第2項第3号に定める援助は、訪問等の方法による生活困窮者に係る状況把握、自立支援計画の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該生活困窮者に係る自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるために必要な援助とすること。

2 生活困窮者住居確保給付金の離職に準じる支給事由として法第2条第3項に規定する厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合とすること。
(第3条関係)

3 生活困窮者就労準備支援事業の対象者の要件及び期間(第4条及び第5条関係)

(1) 生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする事。

① 次の要件のいずれにも該当する者であつて、申請日において65歳未満の者であること。

イ 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(申請日の属する年度(申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者の収入の額の1/12)に住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ 申請日において世帯の保有する金融資産の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

② ①に準ずる者として、都道府県等が必要と認める者であること。

(2) 生活困窮者就労準備支援事業の実施期間は、1年以内とする事。

4 生活困窮者一時生活支援事業の対象者要件及び期間(第6条及び第7条関係)

(1) 生活困窮者一時生活支援事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする事。

① 次の要件のいずれにも該当する者であること。

イ 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額に住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ 申請日において世帯の保有する金融資産の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。※上限額は100万円とする。

② ①の生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、都道府県等が必要と認める者であること。

(2) 生活困窮者一時生活支援事業の支援対象期間については、3月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあつては、6月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができるものとする事。

5 生活困窮者一時生活支援事業における必要な便宜(第8条関係)

生活困窮者一時生活支援事業における規則で定める必要な便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする事。

6 生活困窮者自立相談支援事業等の委託対象者の要件（第9条関係）

委託の対象となる法第4条第2項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他都道府県等が適当と認めるものとする。

7 生活困窮者住居確保給付金の対象者要件（第10条関係）

生活困窮者住居確保給付金の対象者は、次のいずれにも該当する者として、

- (1) 申請日において、65歳未満かつ離職等後2年以内の者であること。
- (2) 離職等の日において世帯の生計を主として維持していたこと。
- (3) 申請日の属する月において、世帯収入の額が、基準額と家賃額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。
- (4) 申請日において、世帯の所有する金融資産の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。※上限額は100万円とする。
- (5) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。

8 生活困窮者住居確保給付金の支給額（第11条関係）

生活困窮者住居確保給付金は1月ごとに支給し、その月額を、生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）とする。ただし、申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合には、基準額と当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）とする。

9 生活困窮者住居確保給付金の支給期間（第12条関係）

- (1) 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は、3月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が7(2)～(5)のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができるものとする。
- (2) 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住

宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときは、前項の規定に関わらず、生活困窮者住居確保給付金を支給しないものとする。

10 生活困窮者住居確保給付金の支給手続（第 13 条関係）

生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、規則に定める生活困窮者住居確保給付金支給申請書に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出するものとする。

11 生活困窮者住居確保給付金を受ける者に対する就労支援（第 14 条関係）

- (1) 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援（以下「就労支援」という。）を行うものとする。
- (2) 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業において就労支援を受けることその他当該生活困窮者の就職を促進するために必要な事項を指示することができるものとする。

12 生活困窮者住居確保給付金の不支給（第 15 条関係）

生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しないものとする。

13 再支給の制限（第 16 条関係）

生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しないものとする。

14 代理受領等（第 17 条関係）

生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。

15 生活困窮者住居確保給付金と職業訓練受講給付金等との併給調整（第 18 条関係）

- (1) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項に規定する職業訓練受講給付金を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、生活困窮者住居確保給付金を支給しないものとする。

(2) この規則の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、法令又は条例の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合には、当該支給事由によっては、生活困窮者住居確保給付金は支給しないものとする。

16 生活困窮者就労訓練事業で支援対象者に供与する便宜（第 19 条関係）

法第 10 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等（以下「就労等支援」という。）とすること。

17 生活困窮者就労訓練事業の認定の手續（第 20 条関係）

法第 10 条第 1 項の認定を受けようとする者は、規則に定める生活困窮者就労訓練事業認定申請書に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添付して、当該生活困窮者就労訓練事業の経営地の都道府県知事（指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。）に提出するものとする。

18 生活困窮者就労訓練事業者の認定基準（第 21 条関係）

生活困窮者就労訓練事業者の認定基準は以下のとおりとするものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

イ 法人格を有すること。

ロ 生活困窮者就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ハ 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあつせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

ニ 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

ホ 一定の欠格事由に該当しないこと。

(2) 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の支援のため、必要な措置を講じること。

(3) 安全衛生及び災害補償に関する必要な措置を講じること。

19 認定生活困窮者就労訓練事業に関する変更の届出（第 22 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業に関し、変更があつた場合には速やかに変更のあつた事項等を管轄都道府県知事等に届け出るものとする。

20 認定生活困窮者就労訓練事業の廃止届（第 23 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業を行わなくなったときは、その旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならないものとする。

21 その他（第 24 条、第 25 条及び附則関係）

法第 11 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める求人情報の提供方法は、書面の提出による提供とすること、身分証明書の様式及び施行前の準備等について所要の規定を整備するものとする。